

答 申 第 1 3 5 号
平成15年7月28日

千葉県代表監査委員 蕨 悦雄 様

千葉県情報公開審査会
委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年8月29日付け監査第113号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成14年7月30日付けで提起された、平成14年7月12日付け監査第73号で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県代表監査委員（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、出席者の職名に係る部分を公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成14年7月12日付け監査第73号で行った「平成6年度分の監査委員事務局の食糧費の支出負担行為支出伝票（見積書及び請求書を含む。）」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

公務員が公務遂行のため実施した業務に要した公費の支出に係わる書類の内容は、前回平成9年6月23日付け監査第70号の2にて公開された部分はもちろん、今回の処分にて公開されたものを含め、さらには、今回、非公開とされた職名も当然公開されるべき情報である。

仮に特定の個人が識別できる情報であったとしても、公費を用いた公務に参加、出席した公職者である限り、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「現行条例」という。）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号に該当する個人情報ではない。

なお、本件処分においても、相手方の金融機関名、口座名義人、預金種目、口座番号及び印影は非公開とされるものと思われる。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、監査委員事務局における平成6年度の食糧費支出11件に係る支出負担行為支出伝票及びその添付書類である請求書、見積書であり、旧条例第11条第2号及び第3号に該当し、部分公開としたものである。

イ 本件文書のうち、支出負担行為支出伝票は、予算に基づいて支出の原因となる契約その他の行為をしようとするときに決裁を受ける文書であり、件名（監査、検査及び会議等の名称や目的）、実施月日、出席者の所属団体又は職名、出席者の人数、事業者の住所・氏名（名称）及び口座情報（金融機関名、口座名義人、預金種目及び口座番号）、相手方コード、予算科目、支出金額等が記録されている。

ウ 請求書及び見積書には、事業者の住所、氏名（名称）、印影、電話番号、料理等の単価とその合計金額等が記録され、一部事業者の請求書には、口座情報も記録されている。

エ 本件文書に記録された食糧費は、監査に関する事務事業の執行上必要とする関係者との協議、調整、意見交換等の懇談の経費として支出されたものである。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 「職務を遂行する実施機関の職員の職名、氏名及び食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の職名、氏名」であっても、特定の個人が識別され得る情報であるならば、旧条例第11条第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない限り非公開となるものである。

イ このことは、現行条例附則第14項の規定による改正前の旧条例第11条第2号又は第3号に該当する情報について公開の特例を定める条例（平成9年千葉県条例第31号）第2条の規定からも明らかである。すなわち同条は、「旧条例第11条第2号の規定にかかわらず」と規定し、「職務を遂行する実施機関の職員の職名、氏名及び食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の職名、氏名」を公開することになっているが、同条は、これら情報が旧条例第11条第2号の規定により非公開となる情報であることを前

提にしている。

ウ 本件文書に記録されている出席者の職名のうち非公開にした職名は、本件文書を公開した場合、他の情報（日付、外部に公表している名簿、公開請求人が入手し得る情報）と照合することにより、出席した個人を識別し得る情報である。

エ また、実施機関が監査に関する事務事業を執行する上で必要に応じて関係者と協議、意見交換等の場を持つことは、一般的にその実施について積極的に広く知らせる性格のものではなく、関係者間のみで承知されていることが通常であり、本号ただし書のいずれにも該当しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、実施機関の説明要旨(1)のとおりであり、その内訳は、別表のとおりである。

(2) 非公開部分について

実施機関が非公開とした部分は、支出負担行為支出伝票の説明欄に記録された「出席者の職名」と、同伝票に記録された事業者の金融機関の口座に関する情報及び請求書・見積書に記録された印影及び振込先に関する情報である。

異議申立人は、異議申立ての理由の中で「出席者の職名」の部分については、旧条例第11条第2号に該当しない旨主張しているが、実施機関が旧条例第11条第3号に該当し非公開とした部分については、争わないことから、以下、「出席者の職名」の部分について判断を行う。

(3) 非公開の理由について

ア 実施機関は、本件文書に記録されている情報のうち、支出負担行為支出伝票の説明欄に記録された「出席者の職名」の部分が、旧条例第11条第2号に該当するため非公開となる旨主張するので以下検討する。

イ 実施機関は、支出負担行為支出伝票の説明欄を「出席者の職名」の部分を除き公開している。説明欄には、当該食糧費の支出がどのような事業に関連して必要となる経費なのか、また、その会合への出席人数も記録されており、これらの情報から実施機関が非公開とした「出席者の職名」は容易に推測されるものであり、本件について実施機関が「出席者の職名」を非公開とした合理的理由は見当たらない。

(4) 結論

以上のとおり、本件文書のうち、実施機関が非公開とした「出席者の職名」に係る情報は、当該情報が旧条例第11条第2号に該当するかどうかはともかく、非公開とする合理的理由はなく公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

平成6年度分

番号	文書の構成
1	支出負担行為支出伝票（伝票番号 41625）、請求書、見積書
2	支出負担行為支出伝票（伝票番号 41050）、請求書、見積書
3	支出負担行為支出伝票（伝票番号 92525）、請求書、見積書
4	支出負担行為支出伝票（伝票番号 119050）、請求書、見積書
5	支出負担行為支出伝票（伝票番号 119054）、請求書、見積書
6	支出負担行為支出伝票（伝票番号 231654）、請求書、見積書
7	支出負担行為支出伝票（伝票番号 289203）、請求書、見積書
8	支出負担行為支出伝票（伝票番号 289214）、請求書、見積書
9	支出負担行為支出伝票（伝票番号 347455）、請求書、見積書
10	支出負担行為支出伝票（伝票番号 347468）、請求書、見積書
11	支出負担行為支出伝票（伝票番号 347439）、請求書、見積書

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 8. 29	諮問書の受理
14. 10. 3	実施機関の理由説明書の受理
15. 6. 18	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	
佐 野 善 房	弁護士	
古 幡 浩	城西国際大学講師	部会長
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成15年6月18日現在)